

東大和市立地区会館及び地区集会所等の使用ガイドライン（令和3年1月改訂）

地域振興課が所管する施設（地区会館、地区集会所、老人福祉施設）の利用について、新型コロナウイルス感染症を想定し示された「新しい生活様式」を勘案し、次のとおり使用のガイドラインを定める。

- 1 使用前に検温を行い、下記に該当する場合は来館しないでください。
 - (1) 37.5℃以上の発熱があった場合
 - (2) 倦怠感、息苦しさ、喉の痛み（軽度でも）、風邪の症状等がある場合
 - (3) 同居家族や職場等、身近な人に感染が疑われる人がいる場合
 - (4) 過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国や地域への渡航歴がある場合

- 2 感染予防のため、下記の項目を遵守してください。
 - (1) 手洗い、手指消毒の励行、咳エチケット、マスク着用等を徹底してください。
※合唱やコーラス等発声を伴う活動をする場合はフェースガード着用が望ましい。
 - (2) 利用者同士の距離をできるだけ2m以上確保してください。
 - (3) 使用中は30分に1回、5分程度の換気を行ってください。なお、換気中は音漏れ等、施設の近隣に配慮してください。
 - (4) 飲食等は原則行わないでください。（熱中症予防等のための水分補給は可）
 - (5) 給湯室、冷蔵庫は当面の間、利用しないでください。
 - (6) ゴミは各自お持ち帰りください。
 - (7) 施設使用後は、窓口でお渡しした衛生用品等で手に触れた場所（机や椅子、使用備品等の消毒）を消毒してください。

- 3 部屋の使用にあたって
 - (1) 密集を防ぐため、各部屋の利用定員を半分以上としていません。
※別紙「地域振興課が所管する施設における各施設の変更後の定員」のとおり
 - (2) 部屋の使用時間には使用後の清掃・消毒作業等の時間が含まれます。
 - (3) 感染が発覚した際のため、当日の参加者について氏名や連絡先等の把握をお願いします。（施設への提出は不要です）
 - (4) 部屋の使用時に「利用点検票」を渡しますので、記入及び提出してください。
 - (5) 使用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、使用施設に速やかに報告してください。

- 4 その他
 - (1) 上記の条件を満たせない場合、使用を中止させていただきます。
 - (2) 今後の社会情勢の変化等で、変更・追加される可能性があります。